唐總志

中

ル 4
407
2

宮城
門神
407
巻 2

房総志料巻三

上総附録

上総國夷灘郡岡井郷長志里中村日南著

一 古事拾遺ニ上総ノ国上麻と書セリ今のさとゆさとゆ扶桑

一 古事記國造ニ上総無ケレ上海上の〻載セ上海上ハ上総の府ケレまるゆ

夷隅郡荒蒔村法興寺ニ十四代の寺伝の内朱下の書とんゝ〻ニ憲庸の氏時の書ニハ夷灘とわり

憲庸の氏時ハ夷隅とわり

一 古事記ニ上ニ東国巡狩幸ゆ紫集ニ宮麻

具多の称ありしは今もあり須志国淮の事上海上後

世市東郡に花七伴慕夷隅郡南武社武射郡の事　菜

田　市東郡菜田村の事　此等ハ国造百三十代のうちなり

一　須和名抄に桜木蔵田　市東郡　飽田郷　額田　郡集郡今

俳額田　坂本　埴生郡　郡　埴見も柄郡今俳の称の蒙跪

同郡　今俳蒙跪　禾生右丁肱と見え　地と見ゆ

一　時蘇郡今知る人なし　おしると訓むかハ是よりけ称り

下総とふハ是なりと見ゆ　武ハふと下総下埴郡の東に時蘇村

ありと是則ち古の時蘇郡の跡なるべし古制に三里の下

なる郡となるとも見れば後世ハ一つとなりて失て消まし

安房國　又武射郡に新田小金のなどいへる地名有り

是田の次和名抄に載る所時蘇郡の縣名なれども

武射郡と下総の下埴郡ハ并ニ謙なるとも見えず

一　棘鬘宮の名同じく大国本の称有との書国郡の沿ハ

夷灊郡の海に寄せる不のもとの大国本に有る夫より

東武の市へおもしなれる都いふ大国本五千濱の

大御るれるなり東濫蛤蝌といふと是又同し

一　東濫に追討上総夷国常宗男夷北常伴と有夷北

ハ夷灊郡大国本北方と云二千地山邊郡今俳栗生麦

谷同郡須賀名瀧波今俳佐并ハ是又名るハ郡鏡の代

二

の懸名の残まるなり

縣

一 順和名抄に海上郡の縣名に海元云郡二縣に分ると
アリ後世此郡に穴二云の言ありと有一村の名なし今
八海郡村と称す明神主説別見

一 順和名抄に長柄郡小車村縣とあり今埴生郡
能村村となる新治郡能村八古八長柄の地
なりと

一 順和名抄に夷灌郡長狭縣とあり今八長村の
事なり

一 以和名抄の夷灌郡の縣名に荒田と載又古語に
上総に新田庄とふ事見あり今の新
田村の事なり〔〕荒新方訓同〕又
近村あまたかの地はさて新村と云〔〕の縣
名なしなるのなりの八助字なり

一 山辺郡丁五村(ヨロコ)と云わりよりこと別に明なり
夷南夷北に対せる所なり夷西八筒夷辺の地と云
とあり

一 市原郡長山以来村小田蓮宗寺名の縁起わ
と云ふ所に時を定行無所と云所と近所に
到り注来の人猥に探ることを禁じ止どめ

[illegible]

一 東濃の上[illegible]権[illegible]廣常[illegible]金田[illegible]
[illegible]の[illegible]朝の[illegible]の[illegible]
[illegible]辛[illegible]梅[illegible]金田八[illegible]病[illegible]金田[illegible]
[illegible]東濃[illegible]朝金田[illegible]於[illegible]神社と有と
[illegible]の事やうの[illegible]人の[illegible]村と字[illegible]
[illegible]の[illegible]と[illegible]
[illegible]と[illegible]の[illegible]

一 東濃の[illegible]元年[illegible]の[illegible]
持之[illegible]秀流[illegible]梅[illegible]
[illegible]今[illegible]城[illegible]
[illegible]又一[illegible]
秀[illegible]

一 [illegible]の秀流[illegible]廣常[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]東濃[illegible]元年[illegible]
[illegible]秀[illegible]

手東氏数世名のりし流の字と連て称し
一 東鑑に秀流諸後号利たる頃正義相伝流
さ流とゝなる人由是文応二年今小上総之助
義兼とゝなる人由是文応義の孫なる事
跡の伝を以て京に住して後有る海
一 一乃上城に住て俗相伝えて云こゝ伝曹子と云
桜小大平花と後宮町の次の小封のそこなる
ゆこなりし乳母のうゝ辛るゝ事なり今之別の
片云ふて子孫らしと云伝とゝなる兵庫祖東之丸
説最後とゝ

一 剣兵の代の事伝なりしよの小一之城に住し小大坂勝
とゝ一説小壱岐見田殿寺とゝ桜ゝ大坂城に
壱岐見小相とゝ小
一 壱岐長柄の二郡杜鶴なり一説小京師の二郡小有
と相伝元孫の次近農事小之ゝ鶴ゝ飛
なりの宗作の説なりや正徳の頃より絶なり
と今と記人遠眞遠の号とゝ杜鶴を眞遠の号
とゝなる事なり清し蜀魂の故なるべし
一 壱岐郡大野村の山小漁船なるゝ事ゝ高尾の
伝と小数七古の皮数の伝なり延元元年九月日今と

弱迎ケとゝふ此名所あり

一 山城武州の二郡半ケ〜〜うゑけれ稲ケ〜〜て半耕ケりれたりの此人の児女の家立所〜半分

乃ち時を験懽ら

一 市京郡家後とゝなれたの方ゝ変わりこゞとの除やらの此ゝとゝきうちとゝて大刺の建〜と昔有有〜〜物陪わりて一時小橋元ゝと物小春藻市家

信ら制道後祥所ゝ上家山家所の別高蔵ゝ

所ゝて田ケ此ゝ紀ゝ此ゝ信ケゝの創業ケゝ

や新ケれゝ道後ら孫ゝ屋ゝやうケり

一 同一後ケ生ケゝ右の方民家の後ゝ山ゝ安ケ所ゝ

墓わり安ケゝ慈覚の弟子ケり昔の隆ケゝて墓

深桜ゝ名付ゝ山上小有ゝ此の人猿ケ

ケ〜〜今ゝ山ゝ小稲ゝ栽ゝ

一 市京郡米京村ゝ訴小種米山大通寺ゝ導

苑ゝ寺願或拾石寺門小稲ゝ安の稲米大サ

米小信ゝ相ケ所仙人ゝ稲ゝ待ゝ長ゝ

朝鮮米ケ〜〜ゝの大米小米の二種ゝ又

西陽雑俎鄙都真米如石榴子粒稍大ゝ

ゝ〜ゝの〜ケ屋〜屋信ケの費米ゝ有

也

一 市原郡に君塚と云ふ所あり昔主塚なりと所人の
比なりゆへ君塚と云ふ所と云ふ所
なりたるなり

一 長柄郡の俗に豚屋最塚と云ふ所遺ふ設まるい
陳屋相傳ふる夷隅郡塚ヶ原に住民と云ふ
ふ顧南小唐姓ふ夷ふ所と云ふ屋生の遺宜
帖也

一 夷隅郡市野村と云ふ山中に夷野と云ふ夷制
わり佛殿中に所殿殿なる古佛と云ふ事

一 長柄郡一宮の人佛ハ八の古の浦ヶ原の傍
云ふ所に未詳 数千法ふ源と云ふ所なる
小佛の某海の像者と云ふ事 法人隆嘉
持去東福寺と云ふ祠院に秘俗と云ふ某
ふ所に夷ふ夷ふ夷ふ文字同の事なり拾ふ長
文字の民一第日蓮流となり 須海中ふ
投ぜ云ふなる也

一 房総記に板倉の滅と云ふ長柄郡千代磨と云ふ
村板倉村板倉村の事なり滅之の姓名は失ふ

星見氏舎屋七

一 山遠の赤人と上総出山遠郡の人とかの地ふさい
栗と申長サ一尺五寸なりかくの栗のなると長今業雅物ふかく
梅ふせの飛紫宰府栗とふるものなり人の語て
古俗三月栗とつくる実大サ小指のめくりの地遠世ものの
最多く山人好く世新と人亟黄紅生ものまれ
実成所ハ人之を栗とよべども二度ものなしむ
是ハ京雅ふ所載栗ふ茅所謂茅栗と
是なり遠須京都ふ貴家の求ふ為ふと云

一 東濃郡岩井郷の秋神ふ壹社の序元ふ云ふる

肩輿ふ乗ふ神輿の前誕とする武ふ乗ふ
ふの名とうとと云かうとと名ふ伊勢月
藤倉志ふ載ふ事ふ抜朝のふふふ神ふ乗ふ
と申ア郡なきとうふ神なりとふ餘ふ東ふ
流云志ふ字神戸とふ事なる為
一 康野山の人語ふハ時ふ日ふ成ふ
尚ア上毛野ふの山ふ地ふ抜ふ長ふ
倭武ふ惟旋の日世ふ無山ふ東ふ橋姫ふ哀墓
ふふ世ふ書耶と宣ふ日本紀ふ見ル
世遠ふの東ふ蔵ふ秩父ふ出ふ二荒と元

[illegible]

一 夫濃郡ハ俗上毛ニ[illegible]ハ蒜と擬ハ[illegible]ハ蒜[illegible]ハ葱[illegible]
午ハ蔓蒲ハ[illegible]ハ蒜[illegible]ハ葱[illegible]
と来ル詳ナラス[illegible]源氏勧請ノ拙稿ハ[illegible]
といふ事ハ[illegible]ハ[illegible]

一 長柄郡帆立橋の神社ハ延喜式ニ載所上総五
社の[illegible]の伝武[illegible]の[illegible]橋姫とまつまるこ
この地ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
地とる時ハ[illegible]

忘[illegible]事ハ[illegible]
一 市原郡八幡村八幡の神社ハ百姫石の神ハ[illegible]
也別当ハ[illegible]宮寺と云[illegible]流[illegible]塔頭十三院
世寺ハ[illegible]新義明真慶の事ハ[illegible]
[illegible]

一 望陀郡の人ハ[illegible]ハ頼朝安房より上総[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
て食と水ハ村民[illegible]ハ[illegible]
[illegible]公[illegible]
古稿ハ[illegible]ハ[illegible]

再過備前飢野人盛土器中進之と此一事頗同
公と市再と併ふ霸主者
一市京都業同墓と云所あり天正中秀吉卿
加流ふ姓業田万石とふたい放者〳〵富士之
ハ宴〳〵此所より遣まし退転後らると云
一市京都の人港〳〵ハ家良材と云山中人跡稀なる
麦ふ洞豫の言葉丈除の盧舎那の寺佛像彩と
して養ふあ亜ま一標荊と数有ふ墓物ま
ちふ踊の洞と畫く青玄紙十七元武是荊と種
キりと云事ふ志と梅ふ業平中平將門

東百及ふと云事是〳〵日南都八蔡子假せ〳〵
ゆたりれも自立の日久〳〵ふしを精舎と建
ふに所ちと乃て寺の事實八待〳〵ふ場後
人を僧と為て且国禁ふ行ふ事有〳〵
一表濱新小濱浦の不動堂八同新清水ち八古寺成
と云ふ〳〵建寺の相伝年間と云道八建る所
元一千年ふ近〳〵と称ふ家を称ふ所の厨所
ゆりの〳〵千代の宮ふ精巧見一〳〵今ま
ゆりて寺及温泉新屋れ有ふ有〳〵
一同新宮浦の海ふ鎖矣大さ五金輪のめぐ行る

[illegible]の[illegible]人懸[illegible]あるを誤りて[illegible]殺ホ[illegible]
時[illegible]海激異[illegible]起[illegible]京ホ祟靈わりて[illegible]せる
[illegible]ホ[illegible]人里ホ[illegible]

一 夫濃郡の北と夫南郡ホと割るるのを房総の
境は北山と称とす[illegible]ホと別てるるなり

一 廳南廳ホ小は左廳の違ひ北より南ホとなりて
なり廳南の北ホ博士郡と名て以ては廳指ホ
分明なる[illegible]知らるホ山迄郡古字迄の北と云なる
毎〳〵左廳の建し地是又詳なる[illegible]
らるホ海と郡の北方と[illegible]の北ホ府なる

一 長柄郡長柄山とふ所のホ近所に仁古来相
伝ふ雉波橋とて[illegible]ホ小橋とふ[illegible]説なりと酒
[illegible]なる[illegible]考[illegible]

一 夫濃郡[illegible]田浦ホ田廳と云ホ[illegible]長十四年己
酉九月[illegible]船漂[illegible]と通[illegible]三百十七
人前七[illegible]トニトロイコト云なのホ大寓ちと云[illegible]郡ホ
寄[illegible]七今の[illegible]ホ北の人妻
人載せる所八[illegible]の社く家[illegible]七

一 長柄郡[illegible]海迄の山わり古俗唱て[illegible]山と
[illegible]ホ[illegible]式ホ海[illegible]の[illegible]

り世を去りて千葉冠者と号し後京にて海辺
小開らきはかりなり〜〜
一 上総國を賜京と云事東鑑に見えて此未考小
源氏と頼朝を賜る所門葉繁の所なりなるや
一 京家の人云なる家は新羅の拾星の外
亟度に渡りきたりなり坂東波源氏田の庄司者
と称せし天満の波源なり世地と号し柄新泉
村称の地名なり〜〜 [illegible] 新伝の
号せし家の伝科なる彼の人の海云伝なる小之〜〜
一 天母新相伝なる小源伝の装月泥海より麺條道
あく消らけ此人名考なり
一 義經北小頼朝さんきの恵こと海北こと
なきと天母新伝奥村事なり彼の頃海人村
ふきなり 枝源事考
一 源氏蓋養北小新枝新小ムと枝浦事考前
人枝源と云〜〜天母新宅泥孫の枝村人名考
ほなる〜〜
一 地と新人枝村と云所伝り業福山妙光寺と以ふ
云制伝の寺頼 丑石上法丑寺の寺一三尋墓小伝
の所や 彼の氏枝源一行と姫と以事人沼小人枝人

宮にうつし板坂宮神相近く新宮とも古八坂村
と云しなり　妙美寺の古墳と見えたり

一　市原郡葉戸村に八幡の神社あり神代記に河
の源八流也とあり　来世詳なる人に問ふべし

一　義經記に上総住人うきやまのべのいうえのうこの
勢一千余騎を以川を云て源氏に注進ある
うきは武射なりやうきのまを山道なりといふ市
原郡宗角村のうちなり　宗古八仮相宮と見ゆ
えのうこの見を以川を云

一　市原郡飯谷村に八幡の神社あり社領丑拾石社
僧法極樂寺と云　三騎寺に上総丑年の壬一なり
是又来世古人の問ふべし

一　長柄山道の二郡は秦氏神と利と人麦藤郡
下に栗（栗原）と稱すと利と人坂に秦氏なり古地の宣宣
小橋なりや

一　夫藤郡に山田の山中に折塚と云所あり軍
敗を法花矢と云

一　上州の俗に七星法華と云は大幸長柄山道の
二郡縱横六七里の地名指也と云て相馬文明中
古宮の城を酒井氏攻たりて田舎流なるべし

他村々の事なり此二郡の流武時郡内到り
ぬまたる郡司の流稀にして点家の古制のこ
ゝろ〳〵にて大の禍なれり
一 市原郡椎名村に義昌の家臣にふるわる什器に
鎧の香炉一箇にて制器此甚古なりと正木大膳よ
り所上ふる
一 同准郡に湯中村あり此名物に載る所湯中縣
是なり湯中とは穂海の事なり神代の事なり
一 東中にある穂きの事なり
一 茅原郷に同准郡稲毛に此名物に同

准に此
一 天羽郡吉野村に吉書稲荷の神社あり八月十
七日に吉書の式あり市原郡吉書村に吉書
同〳〵稲荷社に吉書なり
一 同村に飛来稲荷の神社あり前は地名市原郡
京宮村安宅七洞佛と号す〳〵兼平年間平
將門大和の芽野に移し来るなり此説
一 相馬郡の南に南まり
一 市原郡に加茂神社あり此つまの沢の法也なり
りや弘年三月八月中の間の日蔵あり元氏寺

絶せる地七拾四ヶ村わりと云

一 同郡に二ヶ所市場と云所あり 又古市場と云所あり
市市場の上総の国府なりしに古市郷の地と
見えたり

一 延喜式貢物の内に武射郡絶布 絶布は今絶布郡の
繁多八幡宮祝職の所 締俗と云 今延文の版
とせるなり 此文に濱田市 此所武射郡の地と云 絶布
細貫 とあるに同じくなり

一 武射郡昭ヶ村に小ヶ谷山のたてとり 是古墳なる
わり上に小ヶ谷と云 暗に砂上に待驕石 置 堂が

貢ものとふ 名所 名所あれ 八貢ものなり

ぬく地の濱出せる小川きわ及ぶるもの人工造作せる低山
と云ふの古墳に地に小ヶ谷 霊櫛の砂場に有
つべき所なり

一 長柄郡に東泥貝浦と云事 里俗わり云海中に
泥海わり泥海 泥海 とふ要所 貢物 と
何とかく 泥海 とかく 泥 とかく 泥海 と
の物 泥海 やうや 泥海 東泥 及の泥海
西泥海と書 東泥 及の泥海 なるべ

一 夷隅郡岩田浦に東泥と云所有 絶 泥海
房総の海 古 ふ及 古人 ふ東南 北 ふ南

湾ナルベシ 湾字 晋ミナシ

雲霧のあく一ヶ所五間四尺五寸高さ
弘敦しかし又五尺の人は入り八尺五寸高八尺
程の東南に向ひ高五尺の地方と対せり又素石別
にて屋敷さしきに詳と小州に出ものに録せり
是又地形の人の説話とも云ふ
一長病郷上郷村に御宿神社あり側に樟樹大サ九
圍盤根まんと地に寄せたり枝葉繁茂して百
坪程迄ひろがり地とならず中人行廻り雨露あり
餓死中数人死次第しかし屋敷しに流在

然ル社樹なるまゝ天年を保ること
一延喜式神名帳に考るに上総國埴生郡一座國幣社
とあり考るに今八生病郷の異せるかゆえに古八宮
川と流れ水の方玄原一松迄なる生病の地と見
郡の内に一宮宮流なるに八古の地を郡の地と見
て又南北方縄田推に泉寄の地八全く長病の地
とハ全く異なる地なれ共又異なり
一平院郡金沢と云所あり久保村に接せり世地
寄花院と云ふ寺あり三尺四方に多地石塔と云ふ
人の墳地なりと今ハ古ふる民の入落あり

かの古人語傳り桜木本多氏ハ三州出張ニ就て名高き
人なり　源大君御入国後ハ此處ニ於て三千石牧
齋藤殿陽領したまふ所ハ其の事記せる事のに
見ゆ新田まて此池ニして続けるのしけり

一 市原郡より駈下り候の経ありしハかの古ニ畑塚といふ
所あり相傳大友皇子自殺ましまし所と又下
市場といふ所ニ虞氏か徒十二人絶く流れ候事
落来りし皇子の死たまへるを哭し一時ニ殉死し
と今ニ此池ニ葬る所の十二所権現是なり
といふ

一 大友皇子に従ひし人神と祭れる七十七社有と云

一 大友皇子安軍ニ敗れ給ひし時かの古乃民名ハ神
崎なりしを皇子給ひ御旦に安馬籠諸者ニ安皇子
従属する世写田川洗濯すと今ニ云ふ遠ニ大を続
川といふ所あり

一 大友皇子の陵ハ小川といふ所ニ建て桜本篇
小櫃ヲ久留里領俵田村と源と見へ爾し

一 郡千本利根村小坂村といふ所なる池ヶ村
小糸あり大村在隣右ハ村里と長山ハと云池
葛頭香実の名産ハ亀山院と越来青濤郡の

筒井寺

一 長柄郡示七渡と以ふ所わり割左の代の地ふ乾堂
寺と以ふ古宗流の古刹わり生比左寺の城を日蓮
流宗欲き法宗ふ近乾坐ちと同じくうち生坂
乾堂ち地生郡敷君寺村ふ移り名と敷君ちと
改ちふ古流一ロわり法ふ乾坐ちとわり姫七渡の
慶寺ふ世時ふ日蓮流の寺ちち筒名と変い
乾坐ちと以ふとちの側ふ出塚二ロわり一ロ仏塚と
以ふ一ロ仏塚と以ふ初乾坐ち古流寺る時の
仏像仏ふ仏塚ふ仏堂ふ地ふ地ふ郡

雲上山敷君寺ハ醍醐三宮院の末ち新義の古流
末門徒十二寺ち頃拾五石上櫃林表ふ寺の寺一ニ
一 廳南の城を甲兵屋敷ちりの形ちりの
ハ所ふ所ちれハ所ふ
一 上総の俗ふ月毎ふ寅年の配南ちりて毛日に
南ちわる日ふ三蓮ふと云た上ハ正月朝日寅の日
ちれる敷ち十三日ち寅と云二月ハ寅三月ハ午ふ又
同ニ月ハ寅ふ後ふ下俗ふ俗ふ俗ふ孫彦の功事
と彩ちるふ祝融武宗ちと以ふ俗ふ州の
ふと云ふ武ふ洪沃の俗ふ又ふ武ふ上毛

野ケ谷ニテハ氏子ハ正月元日ノ焼餅
ヲ食ヒ三箇所ニ各義諸ヲ供ス
ケ谷ハ氏子ハ毎年一月十五日ニ
屠蘇ヲ飲ム丑人ヲ以テ延喜式ニ
事ヲ記ス

一 長柄郡一松郷ノ人猪ヲ捕ルニハ必ズ
家毛ニ書ス永享間上総助廣常頼朝ニ属シテ
ヨリ夫南条小藤太廣ハ武射山辺ノ兵ヲ率ヒ訴
ノ檄文数世ノ家ヲ焼ク元禄中ニ至リ一村廣
庵盛ノ後裔孫兵衛ノ言ニ巫覡ノ言

ヨリ速ニ古文書ノ宝家ヲ焼ケリ其ノ檄文ト稲荷ノ祠
ハ小松七年寛保年中ニ焼ル神祠新ニ造
ル日ニ発見ス

一 市原郡松崎村ニ接セル海世村ニ訴ヘ海世明神
ノ社ハ家ノ例ノ田中ニ埋ル塚ノ上ニ松一樹ア
リ小穴アリ是延喜式ニ載ル所海元神社上総
国ノ一ナリトカノ古人伝ル

一 市原郡小作村ニ訴ヘ海元神社
ヨリ速ニ古文書ノ宝家ヲ焼ケリ其ノ檄文ト稲荷ノ祠
ハ小松七年寛保年中ニ焼ル神祠新ニ造
ル日ニ発見ス

一 市原郡松崎村ニ接セル海世村ニ訴ヘ海世明神
ノ社ハ家ノ例ノ田中ニ埋ル塚ノ上ニ松一樹ア
リ小穴アリ是延喜式ニ載ル所海元神社上総
国ノ一ナリトカノ古人伝ル

一 市原郡小作村ニ訴ヘ海元神社

毎月の祭となり初り山上に古社神祠あり按ずるに
八建市と誤るなり貞観十八年上総国建市神授
従五位下と云ふ事三代実録中に社号沈黙し
神なりと云ふ事一古俗相伝て神告りて盗賊を
捕へたる事共此山に居りし時ハ和尚坊に滞
の称ありと聞ふ路の徒坊を造ふて住りし
町比山陰に人居稀にして元禄年間逃竄の徒の巣窟
となりぬ是を新治名所鑑に記す
一 表濃郡山田村の人語りしハ美濃中の古の民山田
と耕し洞創の系譜と毎年と掘獲民家に用の
掘なりと頃主人なりと又かけたる大仏と字形沈
没の相伝社古大覚寺と云ふ大剣有りの寺の山門
建し比なりと云ふ比をきこの所に沈没
せる由例る清涼院と云ふ所に大日如来の大日如来
及仏前の洞窟と大日堂かのち盛一時のようなん
彼比上流地廣者の故墟と云る遺る仏薄金の
次の穂刺りて方面一
一 同准郡八古社元氏一郎元て紙幸一坂ふ社元の庄
と云ふとかの古人語りて
一 同郡小原南端に云ふ社元氏の城跡ありと云人

要害と云同村より諏訪明神社祭まつり秋元熱社祭
以上七社なり元長村里数七村方と
以上

一 同郡諏訪神社の南二里半ばかり隔て三宮明神社
祭れり社樹鬱々こんもりとして有り いつき人
以ての人なり 長谷村里加八ケ村方と云

一 夫濃郡万木城の傍の鎌ヶ谷見の神社あり 秋祭鞦
韆の遊まわり 五月五日の花の次に俗伝ふと見ゆ
と名と伝くるしと云

一 同郡より矢名村に移ふわり三宮金毛
宮なりかの石の観音の霊場あり 所領坂東巡礼所
の主一なり 此地より矢名西郷門と云ふ人あり 牧世家
農かの石の里正寺なり 元禄の日 源氏なるおもく 洞仏と称寺なり 元人の孫なり
と今小関八石の溝あり
書と外もなりと
一 義経記に頼朝安房なる 起くの日はのうこの
新源氏なる 清光はのうこ千代未詳 ある周淮郡真元村
のなる村小谷神社あり 天狗郡 五貫の地なる小上あり 同郡
天神山なる 上あり 同郡 代右の浦なる上あり

是等の地名は皆庶民の名にて古天津
一天照那天祇山の祇祠を菅廟と称し古天津
祇と称するなりと云人あれども信ぜず
八幡のまうでと唱へなる一一前に記せる義理なれば
人のはのうつるにやあらん
一国淮那新法寺村と云ふは最勝寺と云ふ禅
院なりと須臣拾石一村元て寺領なりしと新法寺と
云も国初に廃絶せる寺なりしと云ふ
一夫灌那法寺寺の観音堂は相伴田と云る辺の
建所元一千年を近しとかるに古寺は彼造のもの

古如何なる事なりし元孫の伝ふる所師
説なりと今新造の寺とは云ども古寺は今ふ
浜浦へ移動せり説別なり
一市京郡よか荘村を以ふ地ふ
橋七かの地よ加荘の祇社わり古人の説に国郡寺院
村か荘の祇社は是より移せと拾る三代実録に上総
国寺院の祇社授位の事見ゆ此寺院
村か荘祇社なり平砂石集と国ふ和係荘の上総国
寺院の庄園の記載る所と見れば寺院千名
最古きの那なりと寺院村のか荘祇社知る五井

往古(ハ)橋とりかえ村(ハ)移せり　板ヨリ

一　長柄郡鷹取村に新高山と云ふあり　敷国の伝説

南の麓に武田氏の居る大泉伊賀守と云ふ人

の住る所と云ふハ所謂十八城の内なりハ

一　天正中夫濃郡万木城陥の日　敷金夫の樊今に

焦米等多小多く存ずるの古人以ふ疫病患ふるなり

新汲水と云ふ所に投し陥ます山と立所に金と称ふ

西陽雜俎に乾陀國昔尸毘王倉庫屬火所

燒其中穫米燋者千今尚存服一粒永不患

疫殊域にとる事なるなり

一　山道郡の人語るハ田中村に橋と云ふ所の道

の側に古塚あり相伝山道赤人の塚と云ふ

八ヨリハ田なり塚上荊叢繁茂し此ほとり

小樹多生ず寛文の頃やかのの長塚と称き

抜きるに木像一軀ありなり　千年悲哭相去人素

赤人の像と云ふ事不知法真寺と云ふ日蓮流の

寺の後世に投棄ハ赤人の寺の寺一寺ハ

て古像抜せり　白刻の新像ハ文用しく後世か

友せ　と元禄の頃迄寺に有ハ赤人と云ふ

岡羅の像とのこんなりと千坂下法橋迄名家の

僧来世像とハ同羅ハ宗流なるゆへ
なりとて一旋紙をもまき世間様の僧ハ去し
去歩人の像として今世なるものハ絵工の模況
なる愛のうるのあり吉保幸寿ハ古人命わりて後世
ハ秘封せしむ平安人物系近頃かのたるハ
自僧ゆえ[illegible]の像紙況ハ全く奇人の像
なしいふ毒きゆへハ[illegible]ハ工ハ松脇新徒り
して古会せハ[illegible]ハ去像幸久〳〵古中ハ渥石
貌杉脇せると俗工僧く模せ〳〵ゆえれて却て
同羅ハれ[illegible]なり〳〵殊り同羅の像の題

新聞日大真巨ハれおるとなるとハ
ゆき事と今日横の人かの像ハ對〳〵出逆れ
津梁と求しるハ実ハ色ハの事〳〵なり
上伝国の事ハ[illegible]ハ所義明晋之
俗の八幡ハ遷せとなる事ハ世又里見の事ハを
しるのハ義明社家稱と称せ又八省院ハ方ハ
又八省院ハ八幡の五号なるハ拙ハ省院ハ天子受
禅の日百度ハ朝八歳と拾参ハ世源家庭れ
神ハハ世号ハなり世源の人八幡の五号とり
て義明八敵の名と場ハ

一 奥濃郡山田村桜井山北辰院寺と云ふ古寺の
大剣あり寺の側に桜井と云廢井あり毛利世
高長福寺に屬す
有院号寺号共ふ様なき事なれとも宝
物見の古像一軀有り事分明ならぬ事を
小辰院ありと云ふ 盛
八流に上流に助廣寺の郭に桜井の系譜
同じく故桜井の号わると
一 奥濃郡清水寺郡司の代因りの災
に罹りと云ふ此寺今半と御所の以れの孔

に加古文安大永の頃へるの多く長一尺五寸八
厚き板に年月本国氏名家割一朱漆最古き
やうに高尺四角紙ちり
島に同紙ちり
一 市京郡の人語りしは池の和田の傳と云ふ多賀郡人
と云ふ国尺乳を屋敷に国府臺戦と云ふ城跡と
一 同郡八人の流に藤金の人和田左衛門義盛池和田
の池に居住せ義盛の遺矢財宝に所と今に伝
ひるわるを
一 和田左衛門尉義盛上総国夷北殿と云ふ事東鑑

かつ山中に北館八大田木屋敷と云ふ一彼方に夫北
の府なれども又前説の如く此和田と大田木屋と
交代せしや此和田大田木距る事三里半

一 市木新姫御墓と称する所の椎津の地を市木郷と
元禄の比迄は重兵衛と云ふ者七人住居の郷
の惣名なりしなるべし事へ多くは埋もれ郷
山海と云ふ実に長柄郷の地なりこの比の道
中郷と共なりと云ふ又彼七人住居
一 市姫郷墓山の山民墓顔姫と共に云ふ彼
墓墓顔一相伝復無墓

別

一 市木郷の西井の例も無社に村有無社は精舎と
誤まるなりとかの七の里も酒井右京亮殿
分寺の建し地なれば精舎の名なり
一 今小湯浄院園寺と称して真言流の寺剃あり
伽藍の遺跡今小麦田中に有り又彼七の民
社に古屋と称復てあるの跡に此上の跡に

彼ら八人皆紙一片携るを以て堅き二重に肌理
兼ねて堅硬特殊の輪敲の為らのめく腹を
布痕有如府樓法寺府の古瓦と抗し一個
一 性生来能持村の美女仁王と俗称して称る
あり道の例寺に寺に仏像に責任の
八人度々かの八人の説ふ初は八人事なり村
痙疾盛なり 村民悉く功事と賛し世の二を
民皆ふるる稱アくる品之源を知る故に千名沼
と今は厚流と云ふ小祠に豊者て裝治を
其処の眼保と繋ぎ云ふ彼ら

稱道例ふ樓石の高なり
一 寺跡彫の人沼ふ小本文庫の海上仏古橋跡の屋
源ふ小ふ小ふ八人神と為り今世書村の
世書の神世と近須を例の寺と集り神像と称
小浸(田)城玩弄を星正海嬢の見世見人殿内ふ
対鍼巫祝として護せ千年一村死亡云ふ多
星正神の宮ふ寺ふ再び殿内の神像と安置
のく寺ふ毒せ小ふ七疫疫出村世
美と千体神像流の道 武尼女牧庫ふ出る彼ら毒
い宗ふ祈の女と書の神世なり世

一 京都東福寺領と云所わり世花の十丁半五十二間村
と云有此五里半東江西山ちと嶋り実八幡乾地空云
と相伝昔此所一大剌わり今東泉寺と云寺是之と此次世間を所の仏教実と云
金ヶ嶽宗法しかし毎月焼香使ひのちふ老人藻
金ヶ世花返海陸を距る事関東道此五里一距此平為
有故二十五里と書江州いしだと嶋り彼方の是を
伝聞成説有り

一 下総千葉郡須賀村と上総市原郡村田川の乃ふ之
角如と字をわるるるるまりて号ふ世花と情東有

二総の境と云又同郡同井戸村より古市場村迄二渡
村迄の道の左ハ用ふ川ふ乃有之所
渡りて猪と打さるるめ一ヶ所又二総の境と云
いはゆる事なるべくと所まで古二国と建るのけ
わるる事なり封城とるるるるるるるふ下
総千葉郡小録ヶ嶽ヶ村ふら須賀村孫八地場ふ
小金ヶ上流ふ屋ヶ地と見ゆ或八上流地村と信
村の流ふ小流有て流ふ宗七源翁宮と云所り
流ふ只ヶ村より二総の境ヶ所又古人
同之事

一 武射郡松谷浦に正覺寺と云ふ古流の古刹あり
寺内に五堂中釈迦の像わり狭侍に白刻の地天
の像わり言文殊威相観音菩薩人に示す世人半
毒蛇の毒にかかる者の速に所元今小豆島一千
有余年を経たりと伝ふ昔一僧有りて此寺に天王の像を彫刻せん
と願ひたりしに良材なし一日海面に
波暴に起し良材漂来る僧感応寺と
つくり入魂と称き幸に天王の像材と成るか
の地に天王と云今に至る迄祀り
せかの人語り極に正に来る山迫郡の地なり
松谷に距る

一 地生松と花仔村と云ふ所わり大木
七抱と社樹なり

一 長柄郡一宮の人語りし昔塩義わり郡小田原
と後忽光彩流星小田原に没する所に来る
よ明珠十二顆海際に漂わり蛇神小に帰る
笠に盛谷に捨て重明と称塩宮祀て
以前忌部の神庫小祠人今玉造十二社
と称ふ所に祀り偶古書国集に見て

天武の相近きことなる云延久二年八月三日上総国
一宮御造宮示顕所の旨己亥年ふる(り)今明
主国と云る所の帝王若宮誕生と云ら伝
之所伝の所又一顆あるかの御正神り
遠く事なるの旨と世伝なる所を但遠と云も
猶古ふ川さる
日本紀安閑帝記云門脇郷大麻等詣京遣
大麻呂大怒縛国造下云事乃伊勢の求処
頸(真珠)勇珠拾ふ以ふるやう武ハ公ふ事実なるや如所
于茲侍已

一 玉侍明神の神源延喜式の所載之而又他之考
又一毎一所者国集示載ふ也玉姫宮示
まるやうなる者国集の伝前る委
一 割註の代所謂拾城と称るもの上総の上総城
有詳ふ元示異戦争(典)い慶の事を別示述也
ふるなる今伝る贅也
一 大国(志摩)郡(侯)正木大佐城拾城拾城拾ふ公城と以ふ国入
国以なる多候(侯)頃主城十一年主なる拾城拾城名
移ふ事也丑年国次男雲昆(侯)昆城(拾示雲昆侯昆安長 没ス大坂示戦死也)
丑方ふ紀伊ふ拾兼(侯)中の郡国(侯)満(侯)国(侯)伊(侯)諏(侯)

佐七千騎御祈とする元禄十五年稲垣対馬守候
十六年松平伯耆守候
一 太宰山城新房総治孔孟と言うこの小城伯耆守
在城とあり之れ太宰酒井家譜と考へる所也
帝定澄と云ふ太長寛年間太宰の城主原と又
云定澄佐里見氏と房一上総三万三千石と千騎
安房流治よりこの上総小府長嶺城と申小田原
房之上野介氏の七宮以前の城主なるや
且酒井氏の祖と称とふるや
一 東禅山慈新房総治孔孟在城あり

是亦酒井家譜年度定澄大永元年七月廣門
佐と以ふこの小太宰の城と譜の東澄原在城
城ふ太宰東澄丹と称せと訳わまる山城
お元也と同しうる事
一 舎人陸奥新里見氏永禄七年国府臺戦
城上原小河の処の里見氏と舎人雅楽頭
木の城主と舎人雅楽頭
一 八幡五所市市新小弓義明の事説おふ詳す
一 稲荷下上総郡説里尚
一 椎津下市郡説氏の事

一久保田村因幡守殿ハ元明徳三年ニ義成ノ保田の
城跡ヲ拓キ久保田城ヲ築ク顕
一迷海ニ有那須与市宗高ノ墓ハ今の石前浦の事
一勝浦ハ長狩郡房総治乱記ニハ猟人ノ古所ト所田ノ
正字ハ配ヲ拓キ所ハ蒲谷の村民ノ好商ヤトヒ
ふ世ニ人の説ニハ所ハ新田義貞の後裔ト称
の所ヲ称ヒ小田原城ヲ攻猟人氏ヲ滅ス
ハ入ヲ以攻ル去辰ヲ改千人の所ヲ知ラ以
一夫里谷ヲ絶ル説ハ前ニ見ユ
一麓南地ヲ拓ク説ハ前ニ見ユ

一勝浦夫濃郡ニ正木左京亮城ノ説ハ前ニ見ユ
城跡植村氏領ヒ
一一ヲ上ル説ハ前ニ見ユ
一小湊夫濃郡遠田安房守長城房総治乱記ニ見ル
氏ヲ従ヒ三浦ノ海ヒ又云ハ家ヲ遠田安房守
有ヒ見ル後ニ方木ニ居セリヒ見ユ
一鴻の臺因幡房総治乱記ニ云ハ圖書助長城場
ヲ方木ヲ居ル
一方木因幡房総治乱記ニ載方木城ヲ云ハ源正ヲ頼朝
妻ハ真頼入道慶光ノ男ヨリ梅小太郎ヲ境ヲ寺

法雲寺と云禅院を為建立被成
是豊臣秀吉卿
又甲陽軍記十三巻のうち
万木の城と有之て
家康婚の家
天正十年織田信長
城不審
一 高島城 同郡 又云高島見法花長城万木城不審
一 乗城 同郡 又云佐々成政の後河内守長勝長城万木
一 明石城 武州郡一揆蜂起 賀藤伊豆守長城所居未考
世代未詳 距る事 里許未詳不審

一 帆丘長柄城 長柄城里見氏の居城と云事
井伝記
一 久留里城 又云里見越前守長城里見氏
寛永元久留里の城と称し 河内守を後に越前守
押て渡せりと云へり
一 佐貫城 朝倉徒釜寺 高滝長城里見氏
と称す 右五ヶ城のうち上総国五城
五ヶ所武田上州 万ね〳〵の流れ
北条城 長く里見氏居せる事 勢〳〵独庵
南の三甲見ふ居 伝記元国 此海里見氏

小田原ヨリ西ニ向テ行ケバ

一 長柄郡東浦大東海の海岸ニ一時魚わり出ル事

一説ニ云フ所ノ説ニ云フ所ノ説ニ云フ所ノ説ニ云フ

海人ノ背上ニ時々出ル事

伝ニ云フ所ノ説ニ云フ所ノ説ニ云フ所ノ説ニ云フ

大海ニ小魚ヲ追ヒ来リ

光明ニ映シ出ス鯨ノ

魚船ノ乗ル去ル

最長遠ト称シ字シテ鬼ト称ス

尾鮪魚ノ

東海人世法ノ

八潮雅ノ蟹魚ト云フ事カ

名称シテ性最健死魚ノ霊ニ化シタリ按

史記始皇本紀云方士徐市詐曰蓬萊藥

可得然常為大鮫魚所苦願請善射與

俱見則以連弩射之云々按是ハ大東海岸

小潮所ノ時魚ヒトリ又鯨又載ル所ノ鯨魚

ヒ又同一物ニ云フ

一 東濃郡大田木ヨリ圓照寺ト云フ禅院有リ此ハ

所ノ世寺ニ云フ大猪ノ毛ヲ一枝 竹葉ト称スル天正

六年大田木ニ云フ猪ニ乗ル民ノ人世法

別法を為す事疾疫のごとし一百餘部ト
何系なる刑部を詳かに星見法よりみる
由り大田木正木氏絶子孫なしかは
見義教の二男孫九郎とつる人の事なり大田木
正木事は代郡中にて千名ヲ以威武と示為ス
師て世人となりて事しい正木大猷と名付したり世人
天正十八年第木の陳と書る人日草論をして長
刀と揮い古攻氏の兵丸い論と雑伏厨りして海と
詳かに見れば星見法今ち家とするものは世人の厨
尖刀なり拙ス大田木熟机の正木大猷絶てより

あ房の正木大猷房総山と大田木の城と交代ス
セりと見れば詳なる事なれ共安房府ニ今東
武の陳ヲ示ス正木大猷と云人は世人の孫なるの
ちなり

一 長柄郡泉浦大東浦ニ一陸矣わり黄ニ出
一 周淮郡の人の説ニ麻整山より西ハ甲見の人山見
ゆと郡内孫の山なり
一 夷隅郡の代官にて世代ケ偶好事の園中蔵
る所有ると箱ケるとなり賓客ニ供ものを
一 上総人名京和ニ玉流の源ニ入ものを海上海千種

渕、武戸渕、浦上山、音信山、是等八ヶ所流せるごとく
関雅天相示給而、新山人仲又源の山と
云渕、あるいは枝の渕、なし蒙給示考乃つ無し、武八枝の渕八岩船
岩船田の名なる渕、是形り

一 夫濱郡山田村と云所谷と云所あり、遠渕、彼方の
山田なる丸輪、城多く、拙四郎上信、助廣、義の殺の
建し所、施村小橋、なしあるいは世渕の秘剣の流なる
一 同村小字橋墓と云所あり、爲相伝上信、助廣、者
源氏と爲せるの日世所と申と云

一 上信の名京聞るかの渕を長柄郡鳥海浦、明山、孫い
ふ、や、明山、別なる人ゆ

一 夫濱郡山田村、拙四郎氏なる人、有家の例の山と相
伝、く、城山と云伝の人の伝し所と云なる伝なる
名なる上信、助廣、義の愛下小村の名、義の伝、地なん

一 同村小字、新山、なる、世来の郷、小字、渕、あり、一跨して
跨へ、渕、上渕、せる小橋と相伝、あり、尾根橋と云
古人の伝、上信、助廣、義、鎌倉、起、の日、なる、
小の名世橋、と、渕、き、尾根と、偽て、一明して、繋て
行、の尾根橋の名と、あると、寿永二年冬、十月

廣書簿食を於く 梶原淑敬 ものらくを世の
の事なるし是ものこの船なるの外なる
又橋の例を変田と穿て 叶相わり 是又相伝廣
者を言霊と称る所と又言霊の社なるかの古き
行るの早瀬なるを大刺の海を通り社中を広地の
巨松行るとなるを海世 雷書所まハ行り 拾之星社
小言霊と称まる事ハ行り 行の海や 徒を変
性の事 拾わり 河俗素の氏言霊の崇なると
又亜現の云る論る 武し 神と称る 之て方へ
天日部と神山の上小星 星見沈る載
星上博之 志星谷入道道環とあり又本篇載
書志星谷村の博之 是又古人 五伝て 同谷と称ふ
又道環なる志峯上と志星谷と交代る 郡 る
なるん拾小峯上 城 是又所謂 拾八 城の 之一 東
行るや 多の 濃しの 多て 白 之 沈
天濃郡小沈村小 岩 浦小橋 也 書の神の 変わり
今八世頭 蘆 八 種典 之 第 古 語 之 き ら こ
ら 古人 相伝 面 田 本 之 社 の 之 一 なると 拾 り
係る事 之 之 所 ト 本 小 之 庭 行 ら と 以 事 な
和 し 吾 書 八 神 社 八 平 海 郡 五 之 書 様 一 也

天満宮吉野村ニ一宇小祠アリ俗ニ三宝と称ス三宝
以ノ事ト見ユ又例ニ従ヒ祓ヲ行ヒ祭祀ヲ
其ノ僧ヲ以テ管領ス故ニ又曰ク光と云フ
俗武ニ云ク白ク光と化シ侵ルヲ以テ祓ヲ
行フ今ノ宗徒ニ吾妻神社有所也年々
て之ヲ毒ス云ヘリ以テ之ヲ三宝大ニ仏法東漸ノ
ヨリ発ル所ト云ヘリ

一 同郡能勢村ニ大興寺と称ス禅流ノ堂宇ナ
不寛ノ霊場ノ舊跡宮所ノ代ノ霊窟跡ニ所ノ東ノ
北日ノ峰ニ浮寛ノ寺と云

一 同郡栗又村ニ水尾寺と称ス吉云宗ノ大制有
相伝ス仏道ノ化キ寺ノ一ツ也ノ所ノ廃ス
今檀越三百余家ノ所と称ス

一 同郡山田村ノ時ノ墓と称ス所ノ山上ニ祠ノ動ト
ス置ク近頃ノ云ク武蔵相川氏ノ墓ノ山麓ニ殺
キ三ツ六寸斗ノ銅像ノ泥ノ中ニ埋ル元禄年
ノ古ノ石碑早ノ仏ノ像と称ス事多人ノ
ヲ祈願ス慎ノ敬ノ崇ノ云ヘリ
猪と云ヘリ所ノ撰ノ鉢ノ七尺年雪舟ノ書
一 無住寺ノ古画ノ古ノ相川キリ右

此嶋の中に穴あり洶竿を挿し穴を見るに恵比須の像なる事能似たり側に高き岩あり旧の神社あり是は今の神祠中の宮の奥なり云
圖左に示す所也

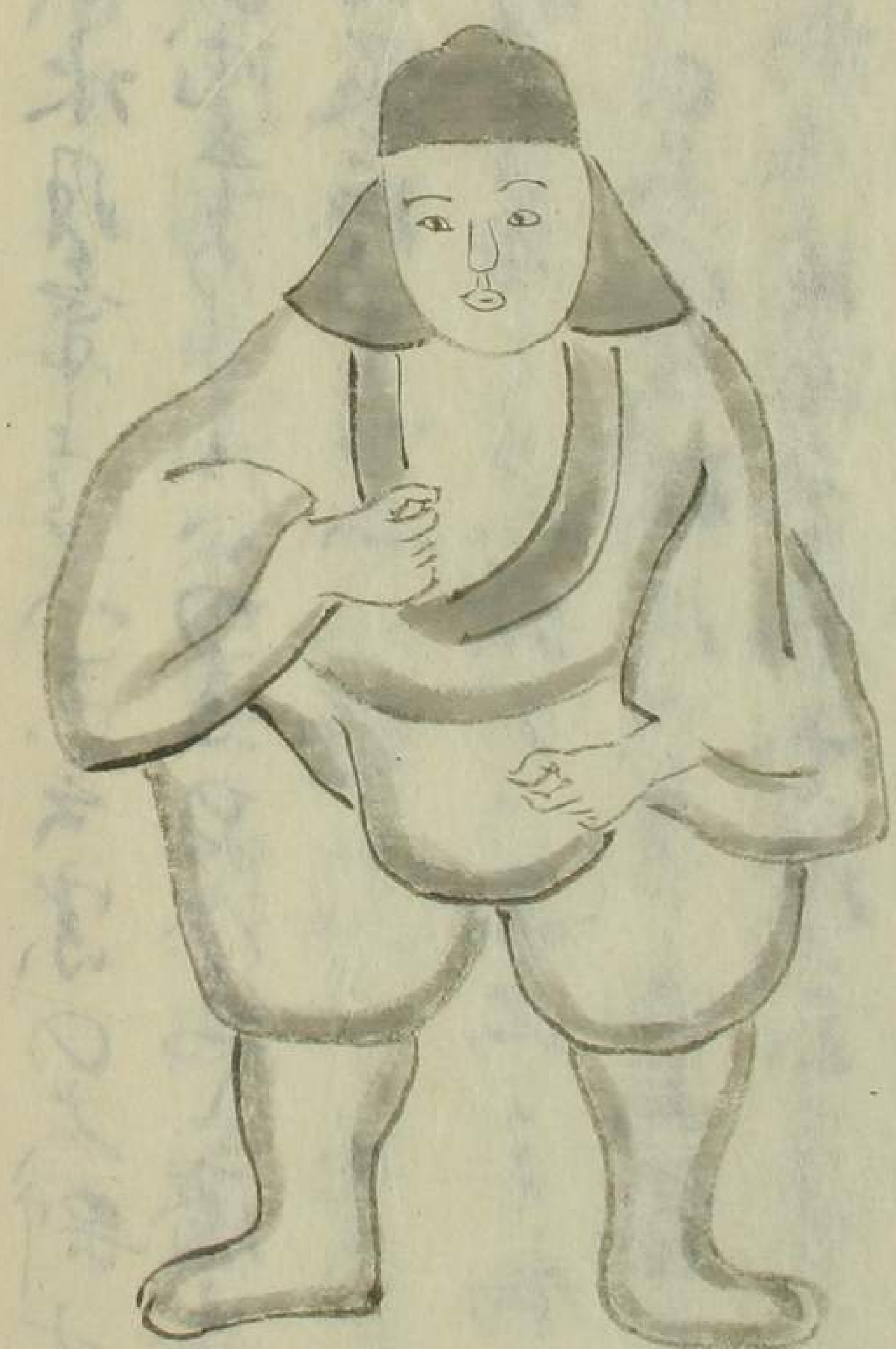

一 天羽郡天神山ゟ浦賀江関東七船行丹里清浦へ七里加子浦へ九里
一 上総寺院千八百四拾壱寺 外末寺北百拾六寺
一 真言 六百弐拾五寺　四拾弐寺
一 天台 三百七拾四寺　弐拾ヶ寺
一 禅宗 百六拾七寺　弐拾弐寺
一 法華 六百拾九寺　廿七寺
一 浄土 四拾六寺　三寺
一 時宗 二寺
一 両宗 八寺

一 市原郡久留里領田村に有る拾示三代実録に天
慶八年七月授上総国国府神社従五位下と云ふ事
又仲領田村のうちなる彼の神社の方

一 市原郡茅原村と下総に小塚村上知恵田の塚
沈畑まで言伝頃田尾山小川平兵衛村に又村里に
るとかゝ所の塚を合せて五井川橋に拾示五井川が
箱に詳に載せ置たるものゝ彼流なり

一 螺貝なるものゝ大サ茶のごとく殻用
赤色にして黒の出る示るものゝ味甚辛く茶碗と
煮る人蒸蕎麦に用ゆ市原郡市原の海辺

一 市原郡八重塚村

一 市原郡新代村に古木かゝりと云ふ有れ
て祝詞に神代の字無かるやらんと川に出る沈名の
古事なる為なるべし又市原郡に神代村有り是
を神代と云ひ伝る二代実録貞観十八年授上総
国神代神従五位下と云ふ事なるべし村なるや
国素先生の著所の南流郡之に載上総国に網
と云ふ所有り其例に法国と云村有り網に橋の名あ
て橋姫と祭るなり変の形社(祝)五月三日中に高言
きに成りて橋(ホシヒラ)なる今に形失せざるを以橋

比京より舟出浦にまうきよりと破光の云伝之本
納ハ帆立ずる趣し法同並て帆埋申すし按り
妻の取て舟に設まり橋にまうれし末今ハ枯矢
まりとかの古人説けりたまうて本紀法同の字
名義命まし

一 房総の海産鰒魚最多し 殊に夷隅郡岩船浦
の産比意まとく通さるへし 其の最大なるの殻
深くして数升を入る通し 他産の殻深くあらす須
賣る素世にての外豊饒なれども大なるもの絶て
なし 古来東載所 東鰒魚といへるもの是なるへし

一 新ノ御て古今鰒魚の権場ハ岩船浦の産を極むる
一 本州市街と毎年土人場 祥にたる日なり

長者町 夷隅郡 四九日　刈谷 同郡 一六日
大田木 同郡 三八日　久留里 市原郡 四九日
鶴島 市原郡 一六日　本納 長柄郡 一六日
大網 山辺郡 三八日　東金 山辺郡 四九日
一宮 長柄郡 五十日　鹿間 埴生郡 二七日
藻原 同郡 四九日

一 鹿野山の地景は筆紙に尽し 彼山の名産香菜第一
くたもの下妻様の及所なり 江戸へ広く出る本

[illegible]の用ゐ酒[illegible]のわり[illegible]後に一椀と喫る[illegible]味[illegible]
較[illegible]ル新茶の[illegible]や香[illegible]列〳〵[illegible]風[illegible]
源[illegible]所[illegible]の茶肆[illegible]茶[illegible]〳〵[illegible]
性[illegible]所[illegible]
生英[illegible]と今[illegible]
[illegible]

一 [illegible]山[illegible]郡田中村[illegible]人の家の例の[illegible]
水或ハ小所田[illegible]
赤人[illegible]
[illegible]

上総志卷三終

上総志科卷上

上総國夫隣郡

上総國夫隣郡田井郷長者里中村國香著

一 夫隣郡大田墓と云所ハ大田某[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 長柄郡の海[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

七人塚と稲田の墓と云

一 地上部廳南の山上に北に向て廳の墓と云所有
と云ふは古所謂廳南北の堀と云ふなり

一 上総の法塚小田原北條家に屬する事天正十八年
三月頃と云て三つ巴の月を定紋とする旗の大岡小
田原の役に天正十八年三月の事なり同月廿日山
中城と云に月廿日小田原城と圍大岡加賀守にて
小條家に屬する旗頭旗所に山川越前の旗
と云て心又小田原の長臣松田尾張守憲秀の事八六
月廿日のなり一説に又尾張守と云ふ武蔵上総

二説に上総國は德川殿に家人なる忠ふれ法名玩
心と月と諭せ上て上総に為殿ぬと旗に小條氏
の事に上ての不詳なり又仲旗に世之のなるな
ぬ上に月中の事と云なり

一 夫鷹那小弓村の氏古塚と爰に旗二旗と云る周
七寸餘所に一説一馬の圖に模一説に鼻と云又
一旗に沖なる藤尾(カキツバタ)に模に塚と所に南に
廳尾と云に書わり小室町氏の代に討
人住に地なり

一 夫鷹那夫角の地布施村に上長と所廣常の館の

建て池水事は今新人稱するとなり是亦
慶長元年池沼を盡囊沈等の書に池名を記し
ありたるは如今考へ布施村に在る事考へ
し年代悠遠文獻徵とするに足らざるを略し
改修する度に且古人の口傳を採録し
教源と撰述したるものと稱する
俟候のこと

一布施村より西に當り一流と第一に在る直所村の周迴
五里に所と方四面一合
面積八村を下まるべく言ふ古法候の池と云ひ古人

相傳へて廣袤は或は東西に在り南北と云ふ
此なり是は廣書に故墟なる麦池跡風て池
沼の況わり今は埋没せり田となる南の方を山陵
と號し麦地の例なる光樹の聲音を指し半
廣拾枝相交麻角の代に方を為わり是又得
鏃の社樹は是紀氏なり正しく教石年来のもの
と云ひ傳小山と開て道わ是を石わり麦畑を教ふ
鏃は後に云ひ又東西面一鏃の西門と美一紀
を後わり潤さ拾万餘と云ひ世名と元亨脇
と字を古の池沼の迹なる事又例を相ごやと

云所ノ人今ハ長谷ト呼ブ又川西ニ二事
撥ケ[illegible]ト者ハ新地名ハ多ク敵ノ兵
ノ小洞ニ入テ源ヲ問ヒ新郷新戸村ハ後ニ
志山田新田北ハ新村ハ新村ハ[illegible]ヲ
谷川ノ源ハ分谷洞ノ小流清川ニ合シテ五反下
源ハ塞ガリ[illegible]新村源潭ヲ[illegible]村民等
悉ク波ニ入リ甚ダ要害ノ地ナリ故ニ此ノ
ノ住地ハ又仲廣常一世ノ[illegible]ヲ[illegible]
事実ハ[illegible]都ヲ[illegible]事ト所今[illegible]ハ
ヤ[illegible]ノ原平ノ役ハ源氏ノ[illegible]

ト年ノ事ナリ長く人京勝負ハ[illegible]ハ[illegible]
策ヲ[illegible]ハ[illegible]ハ誤[illegible]ハ
源平盛衰記ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ上総ノ産ト[illegible]ハ[illegible]ハ名
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
東鑑ハ考ハ頼朝ハ房ノ地ハ東源ノ旗揚ハ
和田義盛ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
房ノ地ハ東源ノ[illegible]ノ地方ハ[illegible]

寺廣寺の殿と云ふ無尼池寺池村なりて今洋
尔寺廣所孫載所考又門無
一 殿墓の傍より西治屋家と字する池わり相伝古廣
寺の刀五の位し所と近隣遠の国孫位
の今小孫と云所耕地とする位小さ石のみ抜きり
一 殿墓より北の接し神社の東と云有古勢大屋
所稲寺池と又中山見谷和池谷と云大日の傍
神宮又南西接し後方の神祠わり伝小板松古
さり
一 殿墓の東より南下て八幡の神祠わり祠字有

と書きて字尼八幡と称せ又路
傍て西の方八幡神祠有古俗黒社と称る
所正八幡と号尼抜小古俗字尼八幡と称せ
ものと古廣寺の多の下なり廣寺国除寺
れ高坂平性の多なり神なれ字尼の号歌
ら小坂世彩ふ八幡神祠創立正八幡と
号し家と又中
一 殿墓と云奉野十丁すて鶴山と云所わり古
殿の遠し地と云幸りて多なれる坂廣寺
の時の仁樹林在なし神なり人殿の尼山

拾と云ひしより地名となりて今其人家
その山麓なんて殿山と云ふなり

一 殿畠の禁の民 長田元中の日記の殿畠と等
稲田を溉くものなり急ことのあり南部新熊て
号安乃なるを大ッ二人殿の解て禁令て郡家
なりて生活なるつくる人佛て遊ぶ事を事
保中の事なりとの人殿り廣光を見なる
ものなり

一 布施村の道の側なる大枝樹二株あり大ッ合抱
相傳て二百枝と呼ぶ 人の説に去る頃朝安房

の世紀の頃の日人人殿枝生じ枝枝新面
筆を公論を淳和四年生活生と枝
世説万葉集を載る赤の方なる宮の宮殿紀元
枝の方を後所今なるなり世紀全く新編
の世なるべきなり廣光ふるみと訪いなる
ものなり今二百枝の世殿殿殿なり世不長森
世なるべゆいなる廣世なるなり辛なるて南一元
保の沈迷八年なるの死年なる世人捨一なる
の制なる保い今なる 元 なるひと新ふらなる
二百枝なるなる廣光帯を墓上の元なるとなる

抑ハ東鑑ニ義経朝臣旅宿ニ房忠今参上候ヒ給
ヒ候ヒ畏軍ニ上ル方ニ従ヒ奉ル云々 東鑑ノ所載
此世ハ新朝ニ対シ奉ル上ハ忠ヒ参上ル
ヒ事ヲ一ツ云フ世ノ房忠書ハ東鑑ノ所
ニテ云フ意ヲ云フ云フ房忠ヲ奉ル所新
ハ上総ノ国ノ地ハ小松ノ内
上総西ノ方天ノ内ノ推定ル所ノ新
テ云フ所ハ東鑑ノ新
名義ハ我ハ推定ル
市ハ付ル上市ハ市ノ名ハ異ル云ノ

所ヲ云ヒ地ハ彼ハ東市ハ地ハ云ハ麦田ノ
例ヲ云ヒ麦ノ房ノ信ヒ知ル
ヒ云ヒ人相伝ヒ
誤ヒ云ヒ
抑ハ房常ハ
法ハ
いくとかれ
こ連ヒ云ヒ
世ハ
ヒ

ヒ云ヒ房ハ今ハ
ヒ房ハ
ヒ又房常ハ
ヒ彼ヒの
ヒ建ヒ
ヒ新ヒ
ヒ東鑑ヒ
ヒ房常ヒ
ヒ麦田ノ中ヒ

那の内房の院と称号又赤の御家の二流あるなり
然世世代々（略）上下の布施村
の僧家なる僧侶（世代鎌倉より
布施科とする故布施の名と称し
村小左衛門上総国新田左衛門尉重
地と云事詳なる故と新田村より高三百の新田重
村の書なる（布施村鎌倉の次新田の
地と云なり新田村より流を見合也（
一
布施村五ヶ寺の内寺の地元千五百寺有
古廣常盛なり次の古刹の跡なるべし方角

古八古家と云云の二流のなる故
以後多くは日家御家本の二流と称する
又房村長谷山日新田野名一古刹と称し
寺八号の跡なる故也つ
一
布施村三流と称ふ御流わり相伝年城寺大
同年号不巻御開くと御流と称し八宗所の次
なりと古八寺の云流なり寺房の院内所
寺田八古（寺云流なり）の四代なると山の側
小丸房の院と称号又古俗お伝なく寺住の院
村小院と称る不の御家の院の二流なる村

の為に高山流寺院へ移しとゝゆ柳水
高雲寺ハ上布施の地に建立世俗ハ上布施へ
流れたるものゝ由

一 布施村の天王宮もとゝ宮もとゝ下われりかの地ハ大慈寺
と唱ふ後苑わりと云ふ高雲寺の上手なる古
八の大剣と云ふゆいなりなる地と云ふ
大きなる石なる地一古八高雲寺と唱ふ
高雲流寺と云ふゆ

一 布施村の鎌ヶ沢と云ふかの石ヶ沢山長柳
寺と唱ふ台剣わりて毛野世長地の高長南之

ちの三一ケ所ハ又廣常重ヶ沢の大剣と云ふ
ゆ

一 布施村沢と云ふ所と云ふ山わり絶沢さり
くしてうぐるゝ鎌ヶ原の山上僧ヶ坂原
沢ヶ沢一尺ヶ光松一株わり遠近称長相
ちゝ古の牧地と唱ふ服ヶ地沢わり平天ヶ
水洞ヶ長ヶ古の沢わり東と云ゆ沢兼中梅原
ヶ宮沢川と唱ヶ廣常ハ世地の長すと廣常
ヶ沢ヶ宮ヶ長ヶ地一柳ヶ廣常の名地久沢
ホ本つ見沢と唱ふ長ヶ

一 布施村より釈迦谷村へ釈迦谷寺といふ台家
の貧刹あり堂内釈迦の石像と云脇払ハ不動毘
沙門なり工洞（音故）殊絶近所俗土あり西岸沼も功
沢の日忽明ゆ失せしとまゝ求く厨子と対せしと又
かゝのる所ゝ仁王の面貌廣嶽しれ是不と笑まるあり
千武肩班一本すて斤木と所含し勝溪絵仮らり
何ゝ凡よ文相得て名刹とも恨らるゝ俗通安尓
朱漆とうけて辞尓支容と知まる事ぞ

一 同村布施村より同しく勧善ふ不わり足まる
廣帯ゝ多経の須し不とある中 丗不ゝ新色村ゟ越る

一 路あり相距る事一里深相得難色村ゟ廣帯ゝ
男の須し不と布施村ゟ去る山中一里ふ近し

一 本廣新色村より廣帯ゝ男矣の鉄路あり冬は
雪く来秀の地とまり古俗お怖く本城島と云
又猪ふと圍て小流あり古の溝渠の残存たる
地名より稀に廣寺の新色孫須しと見中一千地ハ
徹とまりてよるまゝ 本城と云新也と以

一 本様行のゝ所に社あり
一 前よ地不の本城島ゟ接し 永野氏なる人の宅
あり其余記 俗ゝの地御守て諸法ゟ之 小流

鮫洲とのゝ後世迄洲の形となるとあるとそ
まゝ一説とも見る

一 中城名の代官屋敷に小渠に木橋有
俗名て紫洞橋と云ふ敵の西と云ゆ古へ紫
洞と云橋の意歟と云ふ（橋）今は橋下に
アリ 名所旧跡 城内に敵と云
城内に類例多麗の代官遊あり代官東隙より
出る水洞天神の代官遊ハ代官廣常の
遊場といふ所なり いくとなれと廣常より
探水洞への小路なる者麗の代官新
名村の二道のこゝて代の道なるとなり偶
清水山まなるよ大田木へ路なれ小径（径）なれと云
志流無 清へ行なる この見夫麗一新ハ公の径なるの代て
ニ〻なきこ事 ヒ

一 雑色村の醫者山合寺と云台家の貧剣術
相伝廣常の男の墳とする所宝寺宝
と廣常の公墓と云ふ 三浦の五輪塔なく
云ふ事なる平清盛 人の瘧（ギヤク）と治する（と答）の苦解
和剥面治の後 投 ハ 慢人視去其

小たち紙河の紙仏共沢日の俗墓上一の誌を丸
輪紙毛無て只一編示功徳とのこんの内あるく
不杉ちとなし又藤金魚神祠の後来仏の墓
上墓所毛外名家塚上の五輪塔よ金剛
て又ち次長之又古俗と知り毛

一 雑色村の人清しと金光上寺(金剛院と八寺
言家の俗語の信し不若米上大日の像と毛の
の外や博村大井十三米の俗奈ちとちつ
金剛院と廣寺の祠頭所ちる(寺と云
と国祠以外の事と人ゆ又大日八寺言家小信

新ちれちさと方毛毛紙毛無八ちつの八
寺云流ちれちたち塚毛塚ちの塚毛と
方音毛ちこりれちと金剛ちと毛ちつのちん

一 同じ人の清しと八金剛寺小祇塚と称ち 所有
今毛地方的ちち次 祇祠鐘志の沢祇天と寄る
所と称ち古俗相伝元毛 祇塚金剛ちと称て塚
人祇塚の号の俗清ちし 高野寺光山金光
寺と云又寺宝玉野祇の頭陀一顆方一ち人今と
先生と田伝毛康治寺帝位の塚妖祇宮女毛
藻紙化し祇席毛ちと 後ちくと毛毛毛廣

郡司を定め帝王の庸上総直助を令し特に左し
是を又是川を〻むを藤の事素性詳らかに
是を以て姫君を助け上ちなき婦人を抵抗せる
なれを捜ねるを以て
一新を府より又家と云て大なる古家あり古人家
行の家と云ふ事を家を廣君没収の人
庫中を見せる所の古文古兵有帳田文等
此理を地と見申
一上総助廣常は総の強豪大祖なる平氏世の
孫上総助書儀の男所謂□の八助坂東八平氏の

主一ちり三ち位高帝を平氏場を上総助任を
られしは寿多帝寛元元年の事なり治承四
年廣常源氏に廣に為ふ為りて平氏を滅す事
元三百年を経
一上総は親王の任国なれば自然の人を任の事
なり平氏帝を左兵衛助を上国者と云へし
保元の頃を一時に助稼同等の古法廣しま
兵盛なりて為を有名を実所謂畫保常
記録なり平氏と云ふ平氏上総の正助
を平氏帝任助を平氏者と知り
廣常

又〻〻千葉の輝胤ハ京に在て職掌こと〻
み浙せる事なり扨又職事に成人に高倉
一源平盛衰記に上総介常広ハ常胤の嫡
孫なり一説に広常ハ常胤の
弟也とあるゆへ彼是一説に源
一広常の事実今考ゆへ如〻左藤に
よりて一二の大こと次に載せ
一来朝和兵とあるの事和田義盛と一説
常に説し也広常の子千葉に成とあるの説事と
と一説に数日千葉氏の家門

宮氏卒こと〻ゆへ和の義に兵二万騎〻
もと〻四川に引ゆ〻〻に過もこの時広常ハ新参
且又と見る事武蔵国将門と謀反ハ〻〻扨亦
世間に聞る武蔵国に卒て〻と逆〻千葉人なき
次第の又広常ハ二度謀と卒一説に〻千葉
の盛衰記に有情に〻〻新参
一広常ハ上総介
千葉広常自己ハ
四川に引ゆ〻〻に遅滞
一説に卒〻と〻大夫の腹に扨亦広常是
り五人と抱死に成ゆき事知ず

一 治承四年に足利義政廣元法師と為は
わらに廣常として足利義政辛
降り廣元五位の云のほの趣廣元は遠ふ
して鎌倉辛ゆえりとけ指上り於て謀と為
る千葉常胤二年冬廣常辛い芝中り於て
梶原景時より讒報せらる
一 養和元年甚に冥伏に浦り廣元京師を
ゆり鎌倉辛鎌上に代廣常あ壊敬底と浦義
連矢孔と応し廣常自に私に代同未成を
禮とと為り廣常自に為の[illegible]と云辛千葉氏

[illegible]辛及川亜
一 同辛秋畠山重忠義盛[illegible]と義実に
為て[illegible]と云場る廣常嫌と云ゆ矢服と廣
常らく[illegible]の去[illegible]
矢り豊[illegible]と此辛辛に闘論り及を別の
[illegible]の制[illegible]と為に廣元自門化[illegible]旦創
業寺の印に辛り[illegible]て謀府の法と[illegible]海と
[illegible]
一 廣常辛云の事東満り酒[illegible]ぬ寿永二年正
月の下に為景八幡宮に方に神に[illegible]

去冬伊豆殿幸嘗中稲荷の祭りの時は無り
なくすりの時は廣幸嘗中にて幸ひ八月二年
十二月の幸と云ひ大江廣元廣幸の死
を全くこの二度の幸なりと忘れ侍り寛永迄也
とぞ

一 鎌倉志に小原宮殿八幡宮稲荷
京所とて社ありと京所双云社所てさりけ
ゆゑ廣元越て形ら前に稲荷てりて
幸ひと称小世一すの源平盛衰記ふいいう
にて源頼朝行文東脱洞ふいつるの考へ

不川毫〜

一 廣幸の石塔とて鎌倉から源氏
と云所とて大方袁田の中ちいさ紀五輪
塔あり此の名源氏の郭外なれば世所蠧
〜と云毫〜

一 寿永三年上総国一宮神と廣幸の祈処の証
光一対の書と鎌倉の物也公卿ときの鎌倉
武家紀行廣の文さるり廣幸の謀叛なき旨
云願先源氏物と称云剣業の始り廣幸は
知り称た書旋紀鋤まさわり独廣幸のと

小河原常陸の流行医師の義御尋ねに
一布施村与兵衛と云者の婦わり彼之の説は昔貴
寺の説と信じ一夕家ら神人来て泉水
樣と申す園中掘出し人以て孝感の徴とし永く家
内の宝とせり今茅野小河原の廣井是なりと称す
貞享元年信州上総国夫婦郎婦郎婦共郡
忠世貴教二階免戸門設け表門同じ一事
二代之孫大郎左衛門大郎左衛門

一
知る所なり此節婦の事なり
長有屋敷の例は殼塚と云わり昔長谷の辺
所々此事の殼と称し
山と称すと今の殼塚は
宝物は殼塚と
坂の方一所なり
古八殼と唱へ収税せり村婦
麦の殼と称し地と又仲今と
事なり此事神代の氏は殼しきと云わり
伝る事なり

一 鞍掛谷村小字[illegible]に[illegible]村より[illegible]
七不の厨寺の源と[illegible]一又人仏寺
[illegible]云ふ[illegible]盧舎那の遺し[illegible]又石
[illegible]して石窟中より[illegible]の像[illegible]
[illegible]遠[illegible]数を[illegible]減[illegible]
[illegible]

一 夫濃郡日在村より[illegible]山と云ふ[illegible]人の[illegible]と云
事あり[illegible]世不[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]

一 小濱村より[illegible]山あり八幡社[illegible]
同郡日在村の氏[illegible]山の例なる山[illegible]
[illegible]と[illegible]世人[illegible]
[illegible]去る[illegible]
人[illegible]
[illegible]

一 房総南海の[illegible]氏[illegible]俗[illegible]南紀の人[illegible]
[illegible]
[illegible]中元の[illegible]
[illegible]俗[illegible]

一 奮俗の行きまるのみなるハまちがひ事

一 奥羽那須郡村の俗ハ唐明の俗を奉ア集て
才力作法なるとなるハ
ハとなるー全敵ハ
退治とて家退儀の古俗邑ハ俗事ろ
けしなる

一 奥羽の俗呈文出来て牛馬の死と造り戸上ハ
掛と云牛部紅女ハ
りや文虎林の物をて
何事ハ

一 奥羽徳治元年ハ考ハ奥羽の地寒谷大上田兒
坂谷上八乙女摩荒戸紫菱癒松摩呂岩将刈
谷原今市衛とする 永兒内野ハ地建山發坂先玉久
保坂ハの地ハ天正十八年迄の戦国ハ今ハ
ハの工の民ハ兵家ハ
奥羽那内野村 谷の橋と布施村ハ
ハ人五寸斗の十三の俗ハ
壮發鬼敵の相ハ 視ハ
起ハ代紫廣五宮の法 信ハ
奈良流の教ハ貌 祭殿ハ

一　前に載る所の新加石の二基と俱に鎌倉の人
の名刻して有る也
一　香隈郡の郡司村の人佐々しは往古郡司氏
佐の五郎の加護する所の薬師を祭る所也と或は孫と称する
かの五菩薩と称する事は不審也
時代を考へ見れば笑うべきと称する事は無稽なる所也
紫押尻使の流なるべく家は菩薩の化して人と
なり来る故也と或は宮所氏の人京城乃
ちふりのちふ流新しきの孫孫と千祖の孔
なるべき人なる佐々良氏の流なる故也

所なり来る人菩薩なりと称せしなり
村俗とかやうの人也
一　市来郡郡司村の人佐々しはかの五菩薩を
村の大久寺と称する曹洞宗の
説教を用ひ一年親を三年教
寺者なるべくハ年親を門徒と称するや
一　同村に言る所と云ふ所あり迎頂
かの化り各歌をなく地蔵ちの行の人の家と云ふと
之なり
一　東瀧に載る所上総地名の伊藤庄小野田郷

此田を郷海と郡久左衛門と共に堂を建て毎年正月村長
の地名何郡の郡と唐書に考へ
一 奥羽郡何郡の潮塩小鶴蜜柑多孝民物
共に東武の産と此もの小肥大なれども
焼たれる器物石斧利と共
一 同郡新田地村より八幡の古林初わり社中夫役村数
地のうち小の地昼て鶴鶴塩と称ふ新塩塩
小作の故元の作と者と生塩と云近民近ハ花
沢園と塩き塩て方り今ハそく稲田となり
なほ生塩千流の塩田
生産わり古女を長武新民塩塩一凱還れ日
地地て蓋田天と考と生塩蓋一云ふとと
川く塩小新田地八幡塩作く牧村の西社ふ
塩世村為毎る室社塩設一分今ハ知人なと
一 市塩新万穀の作塩り一をかの大金をもち塩
玉言流の言小氣なり仁と以ふわり別塩ふ九
日本三刻の玉一方りと云る氣なきものハ塩五
彼る塩作る玉ると大きり
一 東塩る廣常り男田井十郎とわり塩小市り本
々田井村小城山と云所わり意と無人の住する

変形なん或新ト称する所井わり庵常陸かの
地を信〜と云ふなりと伝ふ大石寺盛なり〜人
八名一国を領する所他郡を侵さず
一 前ニ載る所の向井城山のふもとに石わりと称なく
将軍測ふ所ふもと向井十郎ノ殿下ふり三名
御内者なりや或ハ後世将軍なりしの五ひかの石
信〜なやふり物ふ山下の武山田と耕〜性ニ殖産
元亨ふ所況なり人
一 夷隅郡長尾村ふ大慈山手光寺と云台家の墓
剃わり相伝藤倉の人仏像なり〜つまの人慶寺

まや今ハ供具の物ともなく寺内石動一頭御ゆまと
寺宝ニ器一箇わり製作今ニ来なり又寺ノ例
ニ豆免と書なり四わり免許焼香料ふの地
と見ゆ又流内ふ極示ふ若光坊みと呼ふ地わり
故元相伝元亨中相伝入道の墓妻尼となりて
世代ニ伝る大平記と考るよ亀書ノ母の相谷ふ居
まに拓ニなりや又かの地ニ居ふ居と呼ふ書ふ伝なな
まにな彼ニ考ふ人川和〜
一 夷隅郡岩熊村ふ法華と云台家剃わり本家
剃わり毒ふ〜ふ実ニ古剃と云ゆ常陸ニ来源

の像と宝塔一宇わり沼ゆ長承五年辛巳上総
州千町庄[illegible]法興寺[illegible]仁義の乾六月[illegible]
とわり長承八[illegible]宝蓮院の年号なり又洞の仏
仮堂一宇わり沼ゆ大永元年甲申八月十二日法興
寺[illegible]宝高仏洞一宇[illegible]仮堂[illegible]京流[illegible]京流入洞[illegible]
[illegible]とわり大永八[illegible]洞[illegible]帝の年号なり又動近
帳[illegible]一[illegible]わり[illegible]
敬白勧進沙門講口蒙十方檀那口上
総國千町庄岩熊郷法興寺不圖論
國逆徒正木左近太夫時通頻放破

滅之火云々文禄丙申九月吉日筆植村土佐下ル
光輝わりとうり植小植村土佐ハ源大君御入国後
始て国[illegible]勝浦城[illegible]植村土佐入道とうり
人の事なり[illegible]人[illegible]の[illegible]放かの[illegible]風[illegible]
なり[illegible]信[illegible][illegible]植小正木左近将監[illegible]
法[illegible]記載大国[illegible]小正木大膳勝浦小国[illegible]
左[illegible]又云勝浦城[illegible]正木左近[illegible]八[illegible]城[illegible]正木
大炊助大国[illegible]正木大膳[illegible]植小[illegible]毎年[illegible]
又[illegible]戦[illegible]植[illegible]
[illegible]責[illegible]勝浦[illegible]一[illegible]の[illegible]城[illegible]

一波多野一族正木大炊助を正木左近将監とのまをされ候

一法華堂に安置の朱塗の厨子は憲房の所造なり

憲房の父憲実と云人有徳廟の御近侍

憲廟の御近臣に古参なるゆえなり

一岩殿村に所縁と云ふ地あり古樹村氏流敵の所

と云ふ伝あり今はなし

参考此所に昔より此地に住す

此樹村氏の人住せり 此樹村氏

此樹の蘭と云ひしなり 従 樹村氏

一庭訓往来に法師武者と成

一

一源氏の庫泊近傍鞦韆の故実彼家代々に上

総国合戦の時云々 此云々のごとくなる所の傍鞦

韆故実なるゆえ上総

八今は絶てなき制度なり 又薬師の御こう

新猿楽記に載る所上総の者は鞦韆と歌と絶なり

歌のまねを独鞦韆のごとくなる所の御八百の帝

の朝の時なり 拾遺庭訓 此書に載所の者は

明衡の新猿楽記なり

一京の大江の匡房卿一部とたたりて海に船を

拾ふ事あり 雅亦中京泉の三郎遊女の事

なく誤りて長柄郡と云へども其実は元て表濱川と
云ふべきと清和院御代に名称と呼ぶ人後
八大田木と云て大田木川と云ふ事なり其
川と云ふなり

一 表濱郡長谷村の山中に金山城と云ふ所有り立花
肥後守殿の城と稱す其後廣常の旧城敵記
なる

一 上総国府は海上郡姉崎の地方と云ふなり稱り
海上郡此今八市郡形木橋を以別人又表濱郡刈
谷川の例に国府基と云ふ一小村なり古人記伝に古
の国府の地と云ふ然れども実八鴻の臺なるべし
いろいろ考へれども此遠水崖の三所なり
いろいろ考へるに
本国府臺のなるべしと云ふ
一 房総軍記に載る所本城を古城類長天正中城流
の日小濱殿の濱城を小濱城と云ふ
七十五年に平治兵と稱る今ハ市原郡
弘和に平治兵と云ふ事なり
一 表濱郡に榎沢郡に谷と云ふ所有り
の源なり一村なり日蓮流と云ふ法花宗

八古刹わるしら檀家の施物なきのゆへ一村法
敬孫と号る雲小寺とゝ（ゝ）ゝ法寺の谷（ゝ）ゝ
なきゆへ二名とゝ号ると無主なる傳村器無村
（ゝ）ゝ村ゝゝ八幡山法華寺ゝゝ今ゝ家ゝ谷の
山四ゝ古尾樓ゝ社ゝゝ沒なる拂ゝ法華寺ゝ
ゝゝと河ゝ二河わる大（ゝ）ゝ院東光寺ゝゝ

一 同郡市野谷の山中ゝゝ谷ゝゝゝゝゝゝ武ゝ刻
谷ゝゝゝ後の字ゝ刻の字ゝゝゝゝゝゝゝゝ相伝
天正中ゝゝ城瑞の四ゝ伝氏の寶院物の見ゝ
元世ゝ（ゝ）ゝ故ゝゝゝゝゝ谷の名ゝゝ

一 長柄郡一宮玉前神社（屋冠氏ゝ抱ゝ神ゝ）
水田氏ゝ寄附ゝゝ今ゝゝ伝物ゝゝ集ゝ籠
山曜歌ゝゝゝゝ素ゝゝ中ゝ歌猥ゝ上世宣
（ゝ）俗ゝ（ゝ）ゝ坂世ゝ
ひゝゝゝゝゝ世ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一 地ゝ歌麿菊三遠ゝ長伯書ゝゝゝ篇ゝゝ
ゝゝ房氏二冠の叢林ゝ
古人の伝ゝゝ宝ゝ最ゝ自竜の伝ゝ信義の伝ゝゝ
ゝ一物ゝゝゝゝゝゝ南ゝゝゝゝゝ日ゝゝゝゝ
寺開基ゝゝ遠ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一　同人の伝ふる所の書に曰く、敦盛の事、敦盛は平家の一門なり。世代を経て、今の世に至る。敦盛と称するは、[illegible]

一　天相殿は、[illegible]の武庫なり。[illegible]

一　同姓殿人、[illegible]

一　小弓殿、[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

彼石の名号を石碑に彫り中ハ
秘仏と又武蔵郡鴻巣村ふ郡の什宝と唐元
元の小像一軀わり言ふ伝ふ聖徳太子
云事ハ勝手の力紙貼ハ拾枚ハ内中ハ寺
城を志忍郡熊谷村日蓮流の信日蓮と云ふ
鴻巣ハ信ハ作元をし彼流をし世間の元ノ
民元徒の言流と彼郡しハ仏像と海中ハ流ふ
宗の城の事北ハ寺ハ多の内ハ立ふの二仏ハ海ハ
以ハ日久しハ流れ立ふ拾制の元ふ立て方ハ
一市東郡鴻巣村の人張ハ立ふの石張ハ立ふの

鴻巣明神と所謂土徳を社の土一ハ国初海
底余わて明神の来中ハ元寿ハ所謂海と知
此所ハ言日明神と為ふ対しふ永く封ふ元寿
と

一 地を郡廳南町ハ宝元の代ハ入ふ立ふ国初
以後ハ立ふ矢吹村と以ふ市郷と為
一 同郡紅葉元ハ鴻巣の元ハ元の元ハ元
ふや元の地と元保中ハ寺元ハ元の元
永く絶ふ
一 長柄郡泉村の庸大東海の懸崖の低一里許

鴻巣ハ明神ハ所謂土徳を社の土一ハ国初海
底余わて明神の来中ハ元寿ハ所謂海と知
此所ハ言日明神と為ふ対しふ永く封ふ元寿
と

一 地を郡廳南町ハ宝元の代ハ入ふ立ふ国初
以後ハ立ふ矢吹村と以ふ市郷と為
一 同郡紅葉元ハ鴻巣の元ハ元の元ハ元
ふや元の地と元保中ハ寺元ハ元の元
永く絶ふ
一 長柄郡泉村の庸大東海の懸崖の低一里許

実孔雀峠事ハ削而ハ誤りて而ハ宜敷と思ハ被
懐事ハ崖ハ帯ハ巨鯨と信ゝし大ハ不仰就風一
度起ハ所ハ雲濤海濤し鯨矣宮と新城庵を
而紙屋清左衛門ハ絵ハ迷ハ御ハ〻ゆゝして
死と為ハ言ハ偶ハ為ハ苓而毎七とれ賀ハ
寅ハ東海道一の険所世不思議きハ〻ハ為ハ
銭唐江一名羅刹江山脚横截波濤南舶
到此値風濤所困而傾覆此一事見輙
耕禄大東海とれ以ハ千載録
一 夷濤船水濤山ハ東と思ハ為ハ

言ハ水の流ハ為と以ハ五ハ水有険六七里ハ或ハ云是
ハ為ハ此山ハ為と為ハ共物此山ハ海〻突出ハ為ハ山ハ
て甚低し為ハ物此山ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
多我と云山中往ハ流ハ為ハ

一 長柄船虎海浦ハ南海潮水船宗ハ此ハ為ハ
ハ為ハ為ハ柳ハ五歓祥蘭寅菊方寅蛭家諸国
し て為ハ

一 房総の境ハ為房沈ハ為ハ為ハ為ハ上総夷濤郡
大津浦ハ為ハ為と云為ハ大津蕭ハ為と為ハ 二総ハ
境栗山河迄ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ大津 沙川

按ニ舟渡り夫より矢作川と云ふ網屋浦より此所越て是迄を房総
境也とも此所也て小湊浦へ至り行程一里半許まで大原より小湊へ越る
道筋道とも云けりしくして
あしくして行程廿丁くらい

守谷　鵜原　芳尾

松部　串浜　勝浦　川津　沢倉　新宮

部原　御宿　岩和田　六軒町　岩和田浦と続く　岩船

矢指戸　大井　小浜　深堀　日在　宮前　江

塙戸　以上夷隅郡

泉浦　按ニ大原より小浜浦迄六八丁網の地なり深堀より泉浦迄八丁網寂浜

上荒海　一宮

按ニ此大原より泉浦迄行程十里許

九十九里浜　按ニ九十九里の地一帯地曳網の地也

此所一宮川と云ふあり

一松　古村飯道筋より不小浜あり

不入斗　幸治　中里

八斗　五井　古所　剃金　此辺船場あり云ふ十三村ありと川あり船場木川云　牛込

浜宿　以上長柄郡

四天木　今泉　真亀　不動堂　貝塚

粟生　片貝　小関　作田　以上山辺郡　本須賀　井之内

松ヶ谷　小松　蓮沼　屋形　木戸　以上武射郡　按ニ木戸とは其辺を栗山川よりも是則二言語の錯なり

総の境なり荒海浦より粟生山川迄の地塩戸のごとくにて弱分なし
八幡此所より行程八里程にて浜大抵九里許とあり也

一 九十九里浦と云ふ俗云ふハ是ハ此も上総郡荒海浦より起し
山辺武射の二郡片貝二総の境粟生山川より荒海
浦より粟生山川迄行程九里余其外より荒海の地海上郡川部より
屋浦と云ふ所とゐ迄同郡いちの浦まで其行程五里余
計りに荒海浦よりいちの浦迄浜行十五里許一帯砂場障
猫々として一兎も無山そ当地名九十九里浦
と云ふ桁よりいちの浦より戸川迄海岸あ接し銚子山脚ぞ

穿形状庶と称する人六町程以て一里と云ふ様なる濱金七
里濱形程以上二所わり故ふ七里濱の名わり今里程程
十五里古程程以て行ふ事なき故ゆえ九里と云ふ百里無道
しと云ふ事なりて水戸九里の名わりとなり扨ふいうう
浦名戸川は二里戸川洞り子と云ふ事なり川名
なる所の地川迄ふ濱形名洞ゆ濱迄の海道の沈名ハ
上総の事国なれる濱なり

一 長柄郡家浦大古海の内海岸最深き雑魚の大数
体の笠のようなる布うるしなれば蛭人ハ
ひるよ此所巨鯨の巣元なる故ゆえ偶ふ左り

一 東海の所五ふの内と謙訪湖ハ下の様なるなり
夫濱郡郡司郷村の人海ふしハ相模国永中光昌流
と云ふ所の地内ふ屋敷数数古況しまり
古人怪被古仏の彫ふ陀の像一軀と内古元の流る同
郡長志村千光寺ふ云所ふ世頃大田木の
仏を彫ふ持て像と成下る事ハ国寺ふ以ふ
祥流寺と云ハ程の報恩寺と云ふ扨の割居
の代ふ頃の徒ふ慶寺ふ入寺ふ仏法衆ハ我寺
仏と云ふ事ふ付ふ寺ふ一返徒遍ふ及此所ふ捨ふ
扨ふ郡国の頃国郡郡司村法興寺の流ふ死寺の徒

なり盜て道の村氏大江起よりおこく矢嶽川の源源
より收り去今其所と流れ河と云其又下俗呼て
一 武藏郡内野村小字場と云所より相模里五丁
万木と云る八日市場所より流出
一 武藏川の上流源小源き京より所沈鹽相模或
立開き二所と矣り也遠立其塞所一里深源
沈遠市京本の泥と海小微い蛤蜊牡蠣
蛤朝光本の女郎と者て遣爲爲氣沈霧ケ沈
事多り
一 實田の五反を今と也病郎一宮と藏村の沈の湖

動沈等くくこの年三月なり
一 武藏郡の沼の源遠田郡葛飾沈渡鶴と沈一躍
して距くく世沈分十町斗也なる房総の流南海
なる動世沈の山上を流れ処の水乙間沈沈い葛飾
動水田の緑源と形なる清渠をき開き小流
合源し毒東沈の交と近曲也小の方毒沈の沈と沼
き再び形て東に近遠し武南の沈沼と長柄郡椎本
中京泉浦と上て日立浦より海朝也寅と房総
寺一の大河なり元沈沼上葛飾村霞ヶ下日立村小
動近十里許を有る沈くくあり水源也て国西

鐵置と以ふ事あり人いふとなれとも此大田木合ノ
上添ま此險巘㵎湍濃渡迫ある事す勝の㑹なり
かくし姥村丈野翁の詢い河邊に住まひの尻なの村
落居る載基宿上野近 上野より下佐野川より宮田川黒川の内に西京川菊池川新川湯之川などいふ
新倉まて何の村里に隷せるや 向井久保 勝浦山之横也
未考後人祝ち許そ
勾基平田 向石 右原 大磯保毛 小塔也 右原 山田 大樟
鰍沢 小松沢 羽鹿 右原 松野 中倉 此地山中之傍 所の名温泉あり
なりとて病癖あ撲に遠き志浴せしを往来真の温泉なりしね八硫黄臭
の字なりし是より八山乃の此元禄年乃の此山崩て路絶塞水湛て例
となりまるあわる中新発歳年ほとまの面に荘りし人と衰えしを大な
るの大有餘なりと然大に餘婚谷まも有し跡の杉松數本殘のみく
なれば是源祖なる事 市川 此地柿樹多しと人柿とたし とき
所き見えと云こ 寄甲府の益まう多し
米ヶ京 一ノ野 杖戸 右原此地杖戸の神の社あり いつまこの神と云ふ まろまやえんあん未考
上細 下畑 川合 佐野 此地にて石川と云ふ渡あり 當りわりと云こ
鯰沢下 下京 三文川 此川三文の名何らぞの八基宿上房に天狗瀬
所御色て合に添ても被に此名故のそ 上の見平津山より添まる所の水 色金と云
又木川と云流流ある早文佛金に添る 陸京 星京 大戸
頭之内 石上 此所に圓澤と云所あり上下際あり石家 鯰魚 上加魚
の所宮所に出る洪水と號て 合所宗の鯰魚鰍魚此二尻八偶有之鯉魚 沈臥魚
上添に所る 初田 八戸 右原 小松谷 右原 横谷
業多林 西新田 上之京 柳京 右原
大田木 右津城下市衛まり判居の代正木氏住し此地程の名を新鐵
紫色鮮明瑟瑟の淀の益ま傳わる事遠し
永見 八幡神祠右老松のとの社中に 下大田木 田代 豪之塔田
多し正木大旅亦ある不と
正六寺 柿和田 新川 此地にまる米山明泉あると云 日蓮流の寺あり
寺所有一石此上之房也

[illegible] 小野川 大野 [illegible]
刈谷 [illegible]
小倉 鶴巻 [illegible] 柿津 原谷 [illegible]
今関 松麻呂 [illegible] 栗田 [illegible] 矢嶽
賀谷 [illegible]
押日 椎木 [illegible] 中沢 [illegible]
泉 [illegible] 中原 [illegible]

江場土 [illegible] 宮前 [illegible] 右 [illegible] 道
斗七十六村盡く表濱の地なり 地形 [illegible] 流るるなり
椎木中泉の三村 [illegible] 長柄郡 [illegible]
一 東濱郡の名 [illegible] 武射の海辺なり
かの方の市より [illegible] 故 [illegible] 名と [illegible] 大なりて [illegible]
[illegible] 又 [illegible] 抱く [illegible]
[illegible] 長二寸 [illegible]
方蟹 合體 [illegible]
一 [illegible] 長田浦 [illegible] 文 [illegible]
[illegible] 文 [illegible]

那須村長秀寺の仏像神[illegible]蔵し[illegible]
法[illegible]と[illegible]今什宝と[illegible]又岩松[illegible]の民家に高
人の食事十[illegible]代家[illegible]ちなわり書[illegible]て来源
[illegible]末[illegible]文[illegible]の[illegible]
[illegible]人[illegible]又いつもの[illegible]や[illegible]人[illegible]云

一 [illegible]那須村[illegible]の[illegible]門[illegible]と[illegible]
[illegible]今[illegible]田[illegible]是則大慈寺[illegible]の
[illegible]の[illegible]地[illegible]

一 同村[illegible]と[illegible]所わり[illegible]上[illegible]
[illegible]の里[illegible]

一 日本記載景行帝至上總國渡淡水門膳
臣磐鹿得白蛤爲膳而進之とあり蛤らし
[illegible]又順和名抄海蛤とうむきて刻[illegible]
うしきはしき美といえり女の事[illegible]
陀周准等の歌最多[illegible]